

**法改正等により設置を要しないこととなった部分の非常用の照明装置の定期検査の取扱い**

令和元年春期部会

平成 12 年建設省告示第 1411 号の改正（平成 30 年 3 月 29 日付けで公布・施行）等により、規制の適用を受けないこととなった居室に設けられている既設の非常用の照明装置の定期検査の取扱いについては次のとおりとする。

以下のいずれかの書類に、平成 12 年建設省告示第 1411 号の改正等を適用して設置不要と取扱う部分であることが明記されており、その記載を検査者が確認できる場合には、当該部分の非常用の照明装置の検査は不要。ただし、検査対象とすることを妨げるものではない。

- ・ 特定建築物定期調査報告書及び調査結果資料、又は同等の調査結果資料（平成 12 年建設省告示第 1411 号の改正等の適用は、特定建築物定期調査の調査項目「5 避難施設等(38)非常用の照明装置の設置の状況」における令第 126 条の 4 への適合の判断で確認する。）
- ・ 法改正以降の建築確認図書等